

宅地建物取引士 登録申請 提出書類チェックリスト

※下記の□にチェックを付け、漏れがないか確認してください。

- ☐ 合格した試験の受験地以外の都道府県への登録申請は行えません。最初の登録申請は試験を受けた都道府県へ行ってください。
- ☐ 登録資格を証する書面がなければ登録申請は行えません。必要書類番号8の欄をよくご確認ください。
- ☐ 登録申請と、宅建士証交付申請は同時に行えません。宅建士証が必要な方は、登録が完了してから宅建士証交付申請を行ってください。

	番号	提出書類名	提出対象者
☐	1	登録申請書	全員
☐	2	顔写真(縦3cm×横2.4cm)1枚 登録申請書に貼付	全員
☐	3	37,000円分の手数料 手数料納付証明書類を登録申請書第一面裏面に貼付、又は電子納付の場合は整理番号の記入が必要。 電子納付以外は書類内容確認後に、支払い用紙を窓口にてお渡しします。 クレジットカード等をお持ちの上ご来庁ください。	全員
☐	4	誓約書	全員
☐	5	身元証明書又は身分証明書(原本) ※本籍地で発行される公的書類。 ※申請の直前3か月以内に発行されたものであること	全員
☐	6	登記されていないことの証明書(原本) ※法務局にて発行 ※申請の直前3か月以内に発行されたものであること ※成年被後见人、被保佐人とする記録がないことの証明が必要	全員
☐	7	住民票抄本(原本) ※申請の直前3か月以内に発行されたものであること ※個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの	全員
☐	登録資格を証する書面 ※以下の①～④について、「提出対象者」に該当する書類を提出する必要があります。 登録資格を証する書面がない場合は登録申請できません。 例1)登録実務講習を受けて登録しようとする方は、①が必要。 例2)長崎県知事免許以外の宅建業者での2年以上の実務経験で登録しようとする方は、②と③が必要。 例3)長崎県知事免許の宅建業者での2年以上の実務経験で登録しようとする方は、②が必要。		
	8	①登録実務講習修了証(原本) ※申請の直前10年以内に受講したもの	登録実務講習を受けて登録しようとする者
		②実務経験証明書(原本) ※従事先が証明したもの。申請者記入は不可。 ※申請の直前10年以内に2年以上の実務経験があることの証明 ※実務経験について、営業等以外の一般管理業務や、事務等の補助的な業務は実務経験として認められません。 ※長崎県知事免許業者が実務経験先の場合、業者が正しく「異動届出書」を提出していない場合は実務経験として認められません。	宅建業者における2年以上の実務経験で登録しようとする者
		③従業者名簿の写し ※宅建業者が事務所に備え付けている「従業者名簿」の写し。 宅建業者による「原本と相違ないことの証明」が必要。	宅建業者における2年以上の実務経験で登録しようとする者で、 実務経験先が長崎県以外の都道府県知事免許若しくは大臣免許の業者の者
		④各機関が発行する証明書(原本)	国、地方公共団体等における2年以上の実務経験で登録しようとする者
☐	9	合格証書の写しと、合格証書の原本 ※窓口で原本照合し、その場で原本を返却します。	全員
☐	10	従業者証明書の写し	宅建業者に宅建業の従業者として現在従事している者
☐	11	戸籍抄本(原本)	合格証書記載の氏名と現在の氏名に相違がある者

※その他、ご不明な点があれば長崎県土木部建築課宅地指導班(095-894-3094)までご連絡ください。